

令和7年度建設工事競争入札参加者の格付基準のうち、  
主観点項目の変更について【修正】(お知らせ)

※本市ホームページにて令和5年9月1日付で、令和7年度の格付(令和6年度申請分)から主観点項目の一部変更を行うことについて周知しておりましたが、下表の日付に一部誤りがございましたので、修正のうえ再周知いたします。

本市建設工事等競争入札参加者における格付基準の主観点項目について

下表の各主観点項目について、右欄に示した点数を主観点として加減点します。

主観点項目 (令和7年度 (令和6年度申請分))	主観点数
<b>(1) 工事成績</b> 参加希望工事別の4年間の工事成績評定点の平均  ※ <del>令和2</del> 3年1月1日から <del>令和5</del> 6年12月31日までに完了検査を終了したもの。	次の計算式により算出した点数  (工事成績評定点の平均値 - 65) × 5 範囲 -325 ~ +175
<b>(2) 経営管理</b> ① ISO9001の取得 (申請日において認証を取得しているもの。)  ② ISO14001またはエコアクション2.1等の取得 (申請日において認証を取得しているもの。)  ※ ISO14001またはエコアクション2.1等は重複しての加点は行わない。	ISO9001 +10  ISO14001 またはエコアクション2.1等 +10
<b>(3) 社会性</b> ① 若年技術者の雇用 (令和 <del>5</del> 6年1月1日時点で35歳以下の技術職員の人数)  ② 滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業 (申請日において認証を取得しているもの。)  ③ 災害協定の締結 (申請日において本市と災害協定を締結している団体に加入しているもの。)  <del>④ 消防団への協力活動 (申請日において本市消防団員を雇用しているもの。)</del>  ④ 滋賀県の「美知メセナ制度」または「淡海エコフォスター制度」の登録 (申請日において「美知メセナ制度」又は「淡海エコフォスター制度」に登録し、且つ活動を継続していること。) ※ 美知メセナ制度又は淡海エコフォスター制度は重複しての加点は行わない。	技術職員のうち1人 +3 技術職員のうち2人 +6 技術職員のうち3人以上 +9  一つ星企業 +3 二つ星企業 +6 三つ星企業 +9  本市と協定締結している団体に加入 +5  <del>消防団員として活動している従業員 1人雇用 +5 2人以上雇用 +10</del>  美知メセナ制度 または淡海エコフォスター制度 +10

<p>⑤障害者の雇用 (申請日において雇用しているもの。)</p> <p>⑥保護観察対象者等の就労支援</p> <p>1 申請日において大津保護観察所に協力雇用主として登録しているもの。</p> <p>2 申請日以前2年間において協力雇用主として保護観察者を3か月以上雇用していたもの。</p>	<p>障害者を1人雇用 + 3</p> <p>障害者を2人以上雇用 + 6</p> <p>協力雇用主としての登録 + 5</p> <p>協力雇用主として直接雇用 + 5</p>
<p><b>(3)信用状況</b></p> <p>① 入札参加停止状況 (令和45年1月1日から令和56年12月31日までの2年間の入札参加資格停止歴)</p> <p>②不正または不誠実な行為 完成工事高の嵩上げや市の「工事担当者にかかる業務用携帯電話の使用に際して」にかかる不正行為等について、悪質の度合いに応じ客観点の2%の範囲で減点する。</p>	<p>1か月未満 - 5</p> <p>1か月以上 2か月未満 - 10</p> <p>2か月以上 3か月未満 - 20</p> <p>3か月以上 6か月未満 - 30</p> <p>6か月以上 12か月未満 - 50</p> <p>12か月以上 - 70</p>